

愛媛県教育委員会 4 月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成21年 4 月14日（火）午後 3 時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 松岡義勝

委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

教育総務課長 高岡 亮

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3 時30分開会を宣する。

(2) 教育長あいさつ及び新任者紹介

教育長 あいさつを行う。

副教育長外新任者 自己紹介を行う。

(3) 3 月臨時会及び定例会会議録の承認

委員長 3 月臨時会及び定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(4) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成21年度の各課（室）における重点取組事項について

教育総務課長外各課（室）長 平成21年度の各課（室）における重点取組事項について報告する。

伊藤委員 四国遍路の世界遺産リストへの登録に向けた取組を推進するために四国 4 県がどのように連携を図っているのか質問する。

文化財保護課長 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産リスト登録の実現を図るため、知事部局において四国遍路世界遺産登録推進4県協議会を設置し、四国4県が連携して各県民への普及啓発、推進体制の整備及び遍路道を文化財として保護する手法の調査研究に取り組んでいる旨を説明するとともに、今年度は、各県において札所の現地調査を実施することとしている旨説明する。

委員長 世界遺産リスト登録の審査に必要な提案書は、英語で作成されるが、日本の文化が持っている日本語に込められた日本人独特の気持ちは英訳すると表現が難しく、審査員に日本の文化における遺産の価値を適切に伝えることがなかなかできないのではないかと感じている旨意見を述べる。

文化財保護課長 世界遺産リストに登録するための提案書を英語で作成するとなれば、作成方法等について検討を要するが、現在は、国内の暫定リスト入りを目指しているところであり、「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、他の地域と比較して独創性があるなどカテゴリー1aと高い評価を受けていることから、その保全のため、行政的措置の拡充を図りたい旨説明する。

松岡委員 確かな学力の定着と向上を図るために県独自の学力診断調査を実施する件について、どういった調査を実施するのか質問する。

義務教育課長 この学力診断調査は、推進モデル地域を指定して学力向上に係る検証改善サイクルの確立の在り方について調査研究を行うため、年2回調査を実施する旨、及び調査対象は、全国学力・学習調査が小学校6年生と中学校3年生を対象としていることから、県独自調査は小学校5年生と中学校2年生を対象に調査を行い、全国学力・学習調査の結果と合わせて3回のサイクルで学力向上に係る検証改善を行うこととしている旨説明する。

委員長 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査結果や全国体力・運動能力、運動習慣等の実技調査の結果は、生活習慣と比例していることを示しているので、基本的な生活習慣を身に付けさせ、学力の向上と体力の向上につなげるためにも「早寝早起き朝ごはん」運動の推進について、PTA総会等を通じて直接保護者や地域に働きかけたり、冊子やリーフレットを作成して家庭や地域に配布するなど、この運動の徹底を図ってもらいたい旨意見を述べる。

生涯学習課長 「早寝早起き朝ごはん」運動の徹底を図らなければならないことは十分認識しており、これまでの取組の反省として、すべての家庭や地域に伝わっていないところもあるのではないかと感じていることから、えひめ家庭教育支援事業において家庭教育支援チームを設置し、PTA総会等に参加しない保護者や参加できない保護者に直接働き

かけたり、情報提供を図りながらこの運動の推進に取り組んでいきたい旨説明する。

愛媛県教育委員会安全衛生委員会について

教職員厚生室長 愛媛県教職員安全衛生管理規程第11条の規定に基づき設置した愛媛県教育委員会安全衛生委員会の構成及び今後の活動等について報告する。

委員長 教職員が安心して働ける職場づくりを推進するために組織体制を整備したところであり、教職員にとってこの体制が有効かつ効果的なものとなるよう取り組んでもらいたい旨意見を述べる。

愛媛県子ども読書活動推進計画の改訂について

生涯学習課長 平成21年3月に改訂した愛媛県子ども読書活動推進計画の概要を報告するとともに、同推進計画に基づく県教委における県立図書館を中心とした子どもの読書活動の推進を図るための取組等について説明する。

委員長 読書の好きな子どもの割合が学校段階が上がるにしたがって低くなっているが、活字ばなれといわれていることも影響しているのか質問する。

生涯学習課長 読書の好きな子どもの割合が学校段階が上がるにしたがって低くなる原因については調査を行っていないが、中学校、高校と学校段階が上がるにしたがい、学習や部活動の時間が増加するため、読書に当てられる時間が減少することが影響しているのではないかと思われる旨、及びすべての学校段階で読書習慣を定着させるために朝読書などに取り組んでいる旨説明する。

井上委員 学校段階が上がるにつれて部活動や地域の活動、学習塾等の時間が増加して子どもに読書を行う時間的余裕がなくなっていると感じているが、大人になる前の中学校、高校における読書活動は重要と考えられるので、読書習慣が定着できるような意識と体制づくりに努めてもらいたい旨意見を述べる。

新学習指導要領について

高校教育課長 平成21年3月9日に文部科学省から公示された高等学校学習指導要領の全部を改正する告示、及び現行の高等学校学習指導要領から新高等学校学習指導要領に移行するために必要な措置について、概要を報告する。

特別支援教育課長 平成21年3月9日に文部科学省から公示された特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示及び特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示、並びに現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領から新特

別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び新特別支援学校高等部学習指導要領に移行するために必要な措置について、概要を報告する。

井上委員 高等学校の専門教科「福祉」は、新しい介護福祉士養成課程に対応するため、平成21年度から新学習指導要領によることも可能とされている件、及び特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するために高等部の専門教科に新設される「福祉」について、どういった対応を行うのか質問する。

高校教育課長 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律等の施行により、従来の総合学科の福祉系列の教育内容で介護福祉士の養成を行う場合は、介護福祉士の養成に係る特例高等学校として文部科学大臣と厚生労働大臣の指定を受けることが必要となったことから、現在、特例高等学校としての指定の申請を行っており、指定されれば平成22年度入学生から新学習指導要領による専門教科「福祉」の履修を始めたい旨、及び今年度の入学生については、介護福祉士の養成に係る専門教科を2年次から履修させることとしている旨説明する。

特別支援教育課長 特別支援学校の生徒の能力や適性は、障害の状況に応じてそれぞれ異なっており、どういった能力や適性があれば介護福祉分野への就労が可能かどうか検討を要するため、すぐに高等部に専門教科「福祉」を設け職業的な養成を図ることは難しいと考えている旨、及び今後、検討した結果、介護福祉分野への就労も可能と判断される場合には、生徒のニーズや社会の状況に応じて専門教科の設定を検討したい旨説明する。

山口委員 高等学校の教育内容の改善事項における道德教育の充実は、どういった対応を行うのか質問する。

高校教育課長 道德教育については、その全体計画を作成することが規定されたため、学校の教育活動全体を通じて全体計画を作成して取り組み、研修会等を通じて指導内容の充実を図りたい旨説明する。

安全情報共有システムの望ましい在り方についての提言について

保健スポーツ課長 子どもや保護者のITの利用実態等を踏まえた効果的な安全情報共有システムの在り方に関する調査研究を行うため、平成20年度に設置した愛媛県子ども安全情報検討委員会からの提言について、概要を報告する。

委員長 通信関係業者への提言は、どのようにして周知を図るのか質問する。

保健スポーツ課長 愛媛県子ども安全情報検討委員会委員に通信関係業者の方々も委嘱していたので、その委員の方々を通じて通信関係者の意識を啓発してもらったり、可能であれば冊子を配布するなどして周知を図りたい旨説明する

委員長 通信関係事業者に安全・安心な機能限定携帯電話の開発・提供を周知するとともに、子どもに携帯電話を持たせることは有害サイトへの接続など様々な問題もかかえているので、ネット接続業者等にモラルある対応を働きかけてもらいたい旨意見を述べる。

山口委員 地域による子どもの見守り活動を充実するため、安全情報共有システムの活用がよくいわれているが、システムを活用するには機器を整備したり、システムへの登録が必要であるが、どのようにしてシステムの活用を普及啓発していくのか質問する。

保健スポーツ課長 県下の14市町においては、すでに安全情報共有システムが導入されており、今後導入を検討している市町もあると聞いているので、このシステムの有効性を様々な機会を利用して普及啓発し、多くの保護者にシステムに登録してもらい、情報の共有を図りながら効果的に地域の見守り活動を行う手段として活用を図りたい旨説明する。

井上委員 地域による子どもの見守り活動の充実を図るために、保護者や地域がもっと主体的に取組を進め、学校がその取組をサポートする体制が整えば、より効果的であると考えている旨意見を述べる。

委員長 議案第26号愛媛県教職員健康審査委員会委員の委嘱について、議案第27号愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について及び議案第28号愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 愛媛県教職員健康審査委員会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

教職員厚生室長 愛媛県教職員健康審査委員会委員である公立学校共済組合四国中央病院長の交替に伴い、その後任の委員を、愛媛県教職員健康審査委員会規則第2条第1項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき調査員16名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第28号を上程する。

○議案第28号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を、愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定により任命又は委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後5時5分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。